

**軽罪に関して有罪の申述をする際の注意事項**  
**MISDEMEANOR GUILTY PLEA ADMONITIONS**

裁判官より、法廷にて、出頭している被告人全員に対する共通の注意事項として、以下の内容が告知されることがあります。

The following portion may be given as mass admonitions.

有罪の申述を希望する者が、本日法廷に出頭している者の中にいるということですので、聞いてください。有罪の申述を許可する前に、有罪の申述をした場合にあなたが放棄しなければならない権利について、まず告知しておきます。あなたには、無罪であることを申述したうえ、事実を認定するためのトライアルと呼ばれる裁判—裁判官のみによる裁判、または、希望により陪審による裁判—を受ける権利があります。この裁判の手続では、あなたは、あなたにとって不利な証言をするすべての証人を観察し、証言を聞き、自身の記憶と突き合わせ、そして弁護人を通じて反対尋問をすることができます。そこでは、あなたは、あなた自身のための証人を申請し、召喚状によりその証人の法廷への出頭を強制することができます。さらに、あなたが希望すれば、あなた自身が証言を行うこともできます。一方、もしあなたが証言を希望しない場合には、あなたの証言を誰も強制することはできず、また、証言しなかったことを誰も批判できません。ここで理解すべき重要な点は、仮にあなたが有罪の申述をしてしまえば、こうしたトライアルの裁判を受ける機会はなくなり、また、誰かがこの法廷に呼ばれたうえで、あなたの本人識別のため証言したり、あるいは、あなたの訴追犯罪事実示す証拠を提供するといったことは、一切ないということです。